

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
「世帯構造の変化が社会保障に与える影響に分析研究」分担研究報告書

高齢者世帯における生活支援等サービスとその関連支出 － 世帯構成と要介護・要支援認定の有無に着目した分析 －

分担研究者 竹沢純子（国立社会保障・人口問題研究所 企画部第三室長）

研究要旨

【目的】介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業のほか、市町村による単独事業、民間企業等により提供される「生活支援等サービス」へのニーズは、今後の単身や夫婦のみで暮らす高齢者の増加により一層高まることが予想される。本研究では、同サービスに対する家計支出について、世帯構成、要介護・要支援認定の有無、同居子の属性等に注目して分析することにより、将来のニーズを見通す手がかりを得ることを目的とする。

【方法】65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、特に生活支援等サービスのニーズが高いと考えられる3つの世帯類型（単身世帯、夫婦世帯、単親と無配偶子からなる世帯）における生活支援等サービス（配食、家事代行料、タクシー代）及びそれらと代替的な関連支出（調理食品、調理食品・外食以外の食料、自動車等関係費）について、「平成26年度全国消費実態調査」の個票を用いて記述的分析を行った。

【結果】主な結果は以下の3点である。

- ・調理食品、外食、配食：単身世帯では男性の方が調理食品や配食支出が多く、夫婦世帯では妻のみ認定ありの場合に調理食品と配食が、単親と無配偶子世帯で親が認定ありの場合に息子と同居の方が調理食品、外食、配食支出は多かった。
- ・タクシー支出：単身世帯では男性より女性の方が多く、夫婦世帯では夫のみ認定ありの場合に最も多かった。単親と無配偶子世帯で親が認定ありの場合に非就業の娘と同居世帯で最も支出が多かった。
- ・家事代行料：夫婦世帯においては妻のみ認定ありで最も支出が多かった。また単親と無配偶子世帯では娘と同居世帯の方が支出は多かった。
- ・以上から、生活支援等サービス及びその関連支出は、高齢者自身及び同居子の性別等の属性に加えて、夫婦世帯においては夫妻のいずれが認定ありとなるかによって傾向が異なることが確認された。

【考察】

- ・単身世帯の男性においては、調理食品と配食が多用されており、夫婦世帯及び単親と無配偶子世帯では、認定ありの妻や母が調理を十分行えなくなった場合の代替として、夫や息子が自ら調理をするよりも調理食品や配食等の外部サービスを多く利用する傾向が確認された。配食を始めとする食に関わる生活支援等サービスの提供においては、世帯

構成や要介護認定の有無等によって、世帯の食生活のあり方が大きく変化することをふまえて、低栄養にならないよう配慮したサービスの提供が求められている。

- ・単身世帯におけるタクシー利用ニーズは女性のほうが高い傾向にある。夫婦世帯における利用ニーズは、夫妻のいずれが要介護・要支援となるかに依存する。高齢者の運転免許保有率の男女差は大きく、男性が運転を担う世帯が多いことから、男性が要介護となった場合に妻がその役割を代替できず、多くがタクシー利用に至るものと考えられる。市町村が実施するタクシー補助券事業においては、性別や認定有無による利用ニーズの違いに配慮したサービス設計とすることも一案であろう。
- ・家事代行は夫婦世帯において妻のみ認定ありの場合、単親と無配偶子世帯においては娘が同居の場合に支出が最も大きく、これは妻や母が行っていた家事を外部の家事サービスにより代替しているためと考えられる。
- ・生活支援サービス支出は、要介護認定となるまでのそれぞれの家庭内での役割と不可分であり、その役割遂行が不可能となった場合の代替が生活支援等サービスのニーズとして支出に表れていると考えるべきであろう。性別役割分業の存在とそれに根ざした利用ニーズがあることは無視できない事実であり、その上で生活支援の将来ニーズを見通すには、世帯構成の変化のみならず、男女の役割分業が将来どう変わるかについても考慮に入れる必要があるかもしれない。

A. 研究目的

わが国の高齢者数がピークとなる 2040 年には、世帯主が 65 歳以上の世帯のうち 4 割が単身世帯、3 割が夫婦のみ世帯となる見通しである（国立社会保障・人口問題研究所 2018）。このような世帯構造の変化は、同居・別居の家族がいることを前提としたわが国の社会保障のあり方に多大な影響を及ぼすと考えられ、中でも単身または夫婦のみで暮らす要介護・要支援高齢者の生活をどう支えるかが大きな課題となっている。高齢者の身体介護は介護保険の導入により社会化が進んだものの、訪問介護のうち掃除、洗濯、調理等の生活支援は、原則として本人又は家族が実施困難な場合に限り認められてきたこともあり¹、今なお家族によってその多くが担われている²。今後、非

婚・無子化が進んだ世代が高齢期を迎えると、家族による生活支援を全く得られない高齢者が一層増えることが予想され、介護保険がこうした生活支援ニーズを引き受けるとすれば、財源及び介護人材のさらなる逼迫が懸念される。そこで国は新たに 2014 年の介護保険法改正において地域生活支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業と呼ぶ）を創設し、地域の多様な担い手を活用して費用を効率化しつつサービスの充実を図るとともに、要介護・要支援の認定を問わずニーズのある高齢者への支援を行うこととしたのである。

一方、政府の介護給付費の将来見通し（内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 2018）においては、このような世帯構造の変化に伴う生活支援のニーズ増加を十分織り込んだものとはなっていない。将来の生活支援に係る給付の規模を推計するに際して、まずは要介護・要支援の居宅高齢者がいる世帯における「生活支援等サービス」の利用が世帯構成によってどのように違うのか実態を明らかにする必要があるだろう。

¹ 平成 12 年 3 月 17 日厚生労働省老計第 10 号。

² 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2018）によれば、在宅要介護・要支援高齢者に対して、同居又は別居の家族の 7 割が週 1 回以上介護を行っており、家族介護者の 7－8 割が家事や送迎等の生活支援を行っているのに対し、身体介護は概ね 2－3 割の実施率であった。

では、現状において「生活支援等サービス」の利用はどの程度広がっているのか、またその利用は世帯構成や要介護等の属性によってどのように異なるのだろうか。公的統計のうち唯一、配食及び外出支援の利用有無を尋ねている「平成 28 年度国民生活基礎調査」によれば、配食、外出支援サービスの利用率はそれぞれ 6%、3%と多くはなく、いずれのサービスも夫婦より単身世帯の利用が多いとの結果が得られている³。しかしながら、同調査は各サービスの利用有無を尋ねるのみで、利用回数や支出額については尋ねておらず、世帯構成や要介護認定の有無による利用ニーズの差を分析するには十分なデータとはいえない。

そこで本研究では「生活支援等サービス」に係る支出データが得られる「平成 26 年度全国消費実態調査」の個票を利用し、世帯構成や要介護認定の有無等による同サービスとその関連支出の傾向について、記述的分析より明らかにすることにより、今後のニーズを見通す手がかりを得ることを目的とする。

B. 研究方法

B.1 分析対象と使用費目

本研究における「生活支援等サービス」とは、介護保険の総合事業として提供されるサービスのほか、総合事業には位置づけられていない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、市町村の単独事業等を含む（厚生労働省 2016）。その上で、同サービスに対する家計支出のうち、平成 26 年度全国消費実態調査⁴（以下、

全消と呼ぶ）から把握可能なもの（外食うち配食⁵、家事代行料、タクシー代⁶）及び生活支援等サービスと代替的な支出（外食、調理食品、調理食品・外食以外の食料、自動車等関係費。以下では「関連支出」と呼ぶ。）を分析対象とする⁷。

今回の分析から除いた支出としては、次の二つがある。第一に、介護保険の総合事業として提供される介護予防訪問介護において実施される掃除、洗濯、調理、買い物等の生活援助である。これらは全消において、「その他の消費支出うち訪問介護・通所サービス等費用」に介護保険により提供される身体介護等も一括で計上され、生活援助のみ切り分けられないため、ここでは分析の対象外とした。第二に、公共交通機関（電車、バス代）である。これらは生活支援等サービスとして実施される移送（外出）サービスと代替的な「関連支出」の一つであり、高齢者の外出手段としてバスや電車は多く利用されている（内閣府 2015）。しかし、全消により世帯構成や認定有無別に確認したところ、明らかな傾向が確認できなかったため、本分析では除いた。

つぎに「生活支援等サービス」の全体像を示したものが表 1 である。まず「社会保障給付」は介護保険制度または市町村が独自に実施する単独事業を含み、家計が制度から受け取るサービス給付（表 1 の給付額）である。もう一つは「その他」であり、介護保険の限度額を超える利用又は保険外のサービスから構成される。全消より把握する生活支援等サービスの項目には、「社会保

⁵ 全消における正式な項目名は「宅配（弁当）」であるが、定義に照らし、本稿では「配食」と表記する。定義は以下の通りである。「定期的に自宅に配食される栄養バランスのとれた惣菜や弁当。（病人食、介護食などを含む。）地方自治体が行う高齢者向け配食サービスによるものも含む。」

⁶ 内閣府（2015）によれば、3 割の高齢者が主な外出手段としてタクシーを挙げており、要介護・要支援認定ありの高齢者に限ると最多である（図 1 参照）。

⁷ 2 人以上世帯（夫婦世帯、単親と無配偶子世帯）については平成 26 年 9 月、10 月の 2 ヶ月の月平均支出額、単身世帯は 10 月の 1 ヶ月分の支出データを使用した。

³ 介護保険及び保険外の全額自己負担を含む配食サービスの利用率。配食サービスの利用率は単身世帯 12%、夫婦世帯 6%、外出支援サービスは単身世帯 5%、夫婦世帯は 4%である。

⁴ 統計法に基づき独立行政法人統計センターからオンライン利用による調査票情報の提供を受け分析を行った。本分析結果は、筆者が独自に作成・加工した結果に基づくものであり、総務省が作成公表している統計とは異なっている。

障給付」と「その他」の両方に係る支出が計上されている。

表2は、生活支援等サービスとその関連支出について、全消の対応する費目とその定義を整理したものである。本研究では表2のうち網掛けした支出項目を分析対象とする。

B.2 分析サンプル

本研究では、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、特に「生活支援等サービス」のニーズが高いと考えられる1人または2人からなる3つの世帯類型（①単身世帯、②夫婦世帯、③単親と無配偶子1人からなる世帯）を対象とする。表4は世帯類型別にサンプル数と世帯員の年齢等の基本属性を示している。

なお、全消の65歳以上の世帯員がいる全世帯に占める上記3種類の割合はそれぞれ①11%②36%③7%の計53%であり、約半数の世帯をカバーしている。

また、単親と無配偶子世帯においては、母親との同居が9割を占めるため、親の性別（父親、母親）ごとの分析は見送ることとした⁸。

（倫理面への配慮）該当なし

C. 研究成果

3つの世帯類型ごとの主な結果は以下の通りである。

C.1 単身世帯(表4)

【全世界帯平均】

- ・配食、家事代行、タクシーへの支出は、男女ともに認定ありの方が多く、それらと代替的な調理食品・外食以外の食料、外食、自動車等関係費は、男女ともに認定ありの方が少ない。
- ・認定有無ともに、調理食品支出は男性の

⁸ 単親と無配偶息子世帯の85%、同娘世帯の89%が母親と同居している。親の認定有無別にみると、認定なしの親と息子世帯の88%、同娘世帯の81%、認定ありの親と息子世帯の89%、同娘世帯の89%が母親と同居である。

方が約2,000円多く、調理食品・外食以外の食料は女性の方が約2,000円多い。

- ・男性の外食支出をみると、認定なしは認定ありの半額である一方で、配食は認定ありが認定なしの倍であり、認定有無による差が大きい。

【支出あり世帯に限定】

- ・外食は男女ともに認定ありの方が支出ありの割合が少なく、配食は認定ありのほうが多くなっている。
- ・認定ありのうち、配食への支出があった世帯の割合は、男性20.4%、女性13.4%であり男性の方が多い。
- ・同タクシー支出は男性28.6%、女性45.0%に対して、同自動車関係支出は男性55.1%、女性22.3%であり、男性は認定ありにおいても自動車の利用は多く、タクシーへのニーズは女性の方が高い。

C.2 夫婦世帯(表5)

【全世界帯平均】

- ・夫妻の認定有無による4類型（(1)夫妻とも認定あり(2)夫のみ認定あり(3)妻のみ認定あり(4)夫妻とも認定なし）別にみると、調理食品、配食、タクシーへの支出は(4)よりも(1)(2)(3)の方が大きい。
- ・(2)夫のみ認定ありと(3)妻のみ認定ありの各支出を比較すると、調理食品、外食、配食、家事代行、自動車等関係費においては(3)の方が大きく、調理食品・外食以外の食料、タクシーへの支出は(2)の方が大きい。

【支出あり世帯に限定】

- ・上記4類型について、支出があった世帯の割合をみると、配食は(2)2.2%、(3)6.5%、(4)0.9%、タクシーは(1)46.2%、(2)50.6%、(3)36.0%、(4)27.0%であり、配食は(3)妻のみ認定あり、タクシーは(2)夫のみ認定ありにおいて最も高い。
このように夫妻のいずれが認定ありとなるかによって、支出の傾向が異なる。

C.3 単親と無配偶子世帯(表6)

【全世界帯平均】

- ・親が認定ありの場合、食の外部化支出(外

食、配食、調理食品)と自動車等関係費は息子と同居の方が多い。一方、食料、家事代行料、タクシー支出については、娘と同居のほうが多い。

- ・子の就業有無別でみると、息子・娘ともに、自動車等関係費は就業のほうが多く、タクシー代は非就業のほうが多い。

【支出あり世帯に限定】

- ・親認定ありの場合、タクシー支出あり世帯の割合は、非就業の娘と同居の場合に最も高く(37.8%)支出額も最大である(3,962円)。タクシー支出には親子双方の支出が含まれており、必ずしも親の利用とは限らないが、非就業の娘と同居世帯で親の移動支援ニーズが高い可能性がある。

D. 考察

D.1 調理食品、外食、配食サービス

単身世帯においては、認定有無ともに、調理食品支出は男性の方が多く、調理食品・外食以外の食料は女性の方が多かった。また、男性の外食及び配食支出は認定有無による差が大きく、配食への支出ありの割合は男性の方が高かった。以上の結果から、女性は認定ありであっても自ら食材を購入して調理する傾向があるのに対し、男性は認定有無にかかわらず調理食品を多く利用し、認定ありの場合には外食に代わるサービスとして配食へのニーズが高いことがうかがえる。

一方、夫婦世帯においては、妻のみ認定ありの場合に、調理食品と配食の支出(支出ありに限定した場合)が他の類型より多かった。高齢者夫婦の家事分担に関する先行研究によれば、妻の健康状態が悪い場合に健康な夫が食事の用意への参加が増えるとの結果に合致する(岩井 2004)。これに加えて、本研究から明らかになったことは、要介護・要支援の妻が調理を十分行えなくなった場合の代替として、夫が自ら調理を担うのではなく、調理食品や配食等の外部サービスが多く利用されていることである。その上で、政策含意としては、配食サー

ビスを始めとする食に関わる生活支援等サービスを提供するに際しては、夫婦世帯においては夫妻のいずれが要介護になるかによって食事に関わる支援ニーズが異なる点に留意すべきである。特に妻が要介護となった場合に調理食品の利用が増えることによって、夫妻の栄養状態が悪化しないよう、厚生労働省(2017)ほかでも指摘されているように、調理食品の選択について助言を行うなど専門職が関与すること、および栄養バランスのとれた配食の提供が必要であることが示唆された。

さらに、単親と無配偶子世帯においては、親が認定ありの場合に娘よりも息子と同居のほうが調理食品、外食、配食のいずれも多くなっていた。これは親(9割は母親)が調理できないことの代替として、息子自身が行うのではなく、食の外部サービスが選択される傾向にあることを意味する。以上の結果から、配食等サービスの提供においては、息子と同居で親が要介護となった場合、特に食生活の変化に注意を払う必要が示唆される。

D.2 タクシー代と自動車等関係費

60歳以上の高齢者の主な外出手段を調査した内閣府(2015)によれば、男性は自動車、女性は公共交通機関の利用が多い傾向が確認されている。また、要介護・要支援認定者においては、タクシーが最多の手段であり、自動車を主な手段とするのは1割にすぎない。一方認定なしの高齢者の6割は自動車、バス・電車も同割合で多いが、タクシーも3割が主な手段としている。このように認定有無を問わず高齢者の3割が主要な手段としている背景としては、一部の自治体において実施されている高齢者のタクシー利用料金に対する補助事業により利用が促進されていることが考えられる⁹。

本研究においても、単身世帯において、男性の自動車等関係費支出ありの割合が約

⁹九州運輸局(2016)による九州地域の市町村を対象とした調査によれば、タクシー利活用施策を実施している市町村は15%(35自治体)と少なく、限られた自治体で実施されている事業である。

半数と高いことが確認され、また男女ともに認定ありの方が自動車等関係費の支出ありの割合が少なく、タクシーへの支出ありの割合が多くなっており、上記の先行研究と同様の傾向が確認された。

一方、本研究で新たに明らかになったのは、まず、単身世帯では男性より女性の方がタクシー支出ありの割合、支出額ともに大きいという点であり、女性のほうが移動支援サービスのニーズが高いと考えられる。

また、夫婦世帯におけるタクシーへのニーズは、夫妻のいずれが要介護・要支援となるかに依存する。高齢者の運転免許保有率の男女差は大きく¹⁰、男性が運転を担う世帯が多いことから、男性が要介護となった場合に妻がその役割を代替できず、タクシー利用に至るものと考えられる。一方、妻のみ認定ありの場合は、夫が引き続き運転役割を担えるケースが多いと考えられるため、タクシー支出ありの世帯割合も36%にとどまっている。

一部の市町村における高齢者のタクシー利用への助成が主として単身世帯及び高齢者のみの世帯を対象に実施されているが(九州運輸局 2016)、高齢者夫婦世帯においては、夫妻のいずれが要介護になるかにより世帯のニーズは異なるとの結果をふまえると、例えば1人につき年間補助チケット何枚まで等の一律の助成とするのではなく、限られた資源をニーズが高い世帯に重点的に配分することも一案となるかもしれない。その一方で、通院や買い物のためにやむを得ず男性を中心に運転を続けざるを得ない実情にも配慮が必要であり、移動サービスの利用ニーズに対し、いかに公平に支援を行っていくかは難しい問題である。

D.3 家事代行料

家事代行料は介護保険の訪問介護サービスを除く保険外のサービスを計上するもの

¹⁰ 内閣府『令和元年交通安全白書』によれば、男性の免許保有率は65-69歳で9割、70歳代で8割、80歳以上も5割であるのに対し、女性は65-69歳で7割、70歳代で4割、80歳以上は1割弱となっている。

である。単身世帯計で家事代行支出ありの割合は認定なし 3.2%に対し認定ありは10.8%、同夫婦世帯は夫婦とも認定なし 3.1%に対し夫婦とも認定ありは 8.5%であり、認定の有無による差が大きい。一方、支出あり世帯の平均支出でみると、単身世帯計の認定なし(7,952円)よりも認定あり(4,403円)のほうが少ない。これは介護保険の生活援助サービスの利用が可能となることにより、民間の全額自己負担によるサービス利用は減じたものと考えられる。夫婦世帯の4類型のうち、大きい順に、妻のみ認定あり(14,976円)、夫妻とも認定あり(13,198円)、夫婦とも認定なし(11,762円)、夫のみ認定あり(6,584円)となっている。妻のみ認定ありの支出が最も大きいのは、妻が行っていた家事を夫ではなく外部の家事サービスにより代替しているためであり、夫のみ認定ありが最も少ないのは健康状態の良い妻が家事を担っているため外部サービスを必要としないためと考えられる。

E. 結論

以上の分析から、生活支援サービスとその関連支出について、世帯類型および世帯員の認定の有無や性別等の属性による支出の差異が確認された。特に夫婦世帯においては夫婦のいずれが認定ありとなるか、また単親と無配偶子世帯では息子と娘のいずれと同居するかによってニーズが異なる可能性が示唆された。

単身世帯の男性においては、調理食品と配食が多用されており、夫婦世帯及び単親と無配偶子世帯では、認定ありの妻や母が調理を十分行えなくなった場合の代替として、夫や息子が自ら調理をするよりも調理食品や配食等の外部サービスを多く利用する傾向が確認された。配食を始めとする食に関わる生活支援等サービスの提供においては、世帯構成や要介護認定の有無等によって、食生活のあり方が大きく変化することをふまえ、低栄養にならないよう配慮したサービスの提供が求められている。

また、単身世帯におけるタクシー利用ニーズは女性のほうが高い傾向にある。夫婦世帯における利用ニーズは、夫妻のいずれが要介護・要支援となるかに依存する。高齢者の運転免許保有率の男女差は大きく、男性が運転を担う世帯が多いことから、男性が要介護となった場合に妻がその役割を代替できず、多くがタクシー利用に至るものと考えられる。市町村が実施するタクシー補助券事業においては、性別や認定有無による利用ニーズの違いに配慮したサービス設計とすることも一案であろう。

生活支援サービス支出は、要介護認定となるまでのそれぞれの家庭内での役割と不可分であり、その役割遂行が不可能となった場合の代替が生活支援等サービスのニーズとして支出に表れていると考えられる。分析結果の通り、性別役割分業の存在とそれに根ざした利用ニーズがあることは無視できない事実であり、その上で生活支援の将来ニーズを見通すには、世帯構成の変化のみならず、男女の役割分業が将来どう変わるかについても考慮に入れる必要があるかもしれない。

最後に研究の限界を述べる。まず、分析の解釈は一定の留保つきとして理解されるべきである。配食サービス支出は、世帯類型によっては、サンプルが10前後の少ない中での平均値も含まれている。このように、配食サービスの利用がまだ少ない中で、全消を用いた分析には限界がある。

加えて、全消を用いた分析の限界として、要介護・要支援認定の有無のみを尋ねており、要介護・要支援のランクについて不明な点が挙げられる。要介護要支援のランクによって生活支援のニーズも異なると考えられるが、質問の制約により全消ではこれ以上の分析が不可能である。

さらにいえば、全消は、要介護・要支援高齢者のうち健康状態が良好な者にサンプルが偏っている可能性にも留意を要する。介護政策の評価や立案の基礎データとして、回答負担の重い調査にいかにかに要介護・要支援の高齢者から偏り無く回答を得て実態を的確に把握するか、その方法の検討が求め

られるであろう。

今回の分析は介護予防・日常生活支援総合事業への移行前の平成26年度時点のデータを用いて生活支援等サービスへの支出を確認したものである。同事業への移行によりサービス支出がどのように変化したのか、またその変化は世帯構成によっても異なるのか、移行前後の変化の検証が今後の課題である。

F. 健康被害情報 該当なし

G. 研究発表 該当なし

H. 知的所有権の出額・登録状況（予定もふくむ） 該当なし

表1 高齢者向けの生活支援等サービス（社会保障給付、給付外）の全体像

(単位：千円)

種別	項目			給付額 (2017 年度)	
社 会 保 障 給 付	介護保険	保険給付	訪問介護	生活支援	786,942,951 (内数)
			予防訪問介護	生活支援	27,167,524 (内数)
	市町村特別給付	A. 配食サービス			574,465
		B. 移送サービス			230,470
		C. その他サービス			286,692
	地域支援事業費 う ち介護予防・日常生 活支援総合事業費	訪問介護	生活支援	225,938,815 (内数)	
		その他の生活支援	配食、見守り、 家事支援等		
	地 方 単 独 事 業	高齢者移動支援 (フリーパス助成等の移動支援)			56,203,081
		高齢者日常生活支援 (配食、入浴、移送、買い物、除雪支援等)			16,342,853
		高齢者等の安否確認・見守り (独居高齢者安否確認・巡回訪問等)			3,124,553
介護予防・地域支え合い事業 (家族介護支援含む)			9,046,501		
そ の 他	保険外の サービス	保険給付の上限を超える利用		—	
		民間の家事・配食等のサービス		—	

(出所) 介護保険は介護保険事業状況報告(年報)平成29年度、地方単独事業は総務省「地方単独事業(ソフト)の『見える化』に関する検討会」報告書における「平成29年度決算調査」。同調査は試行調査であり1県1指定都市が未提出。

表2 生活支援等サービス支出（●印）とその関連支出（○印） ※網掛けは本研究の対象

10 大支出項目		内容（全消の収入項目分類表の定義）	利用者一部負担	全額自費
食料	○調理食品	工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。そのまま又は簡便な調理をして食用に供されるもの。冷凍調理食品、レトルト食品及び複数素材を調理したものを含める。		介護用レトルト食品、冷凍食品など
	○外食	原則として飲食店における飲食費。飲食店より提供された出前、持ち帰りなどの飲食物も外食に分類する。	デイサービスの給食費、通いの場所における会食費	
	●配食（外食うち弁当（宅配））	定期的に自宅に配食される栄養バランスのとれた惣菜や弁当。（病人食、介護食などを含む。）地方自治体が行う高齢者向け配食サービスによるものも含む。例：在宅配食サービス、高齢者向け配食サービス	市町村特別給付のうち配食サービス費、介護予防・日常生活支援総合事業費のうちその他の生活支援として実施される配食（及び見守り）サービス	上限を超えるサービス利用料
	○調理食品・外食以外の食料	食料計－調理食品－外食として計算。		訪問介護の生活支援として買い物を行った場合の食材費。
家事・家事用品	●家事代行料	炊事、洗濯、室内・庭の掃除などの通常の家事を世帯員以外の者に行わせ、そのサービスの対価として支払った賃金及び料金。例：家政婦、派遣婦、お手伝いさんの給料・交通費・定期代、ホームヘルパー・ハウスキーパー・ベビーシッターの料金、移動入浴車使用料、ハウスクリーニング、布団・毛布の洗濯乾燥代		介護保険の限度額を超える生活支援サービスの利用額。介護保険外のサービス利用料。
交通・通信	●タクシー代	タクシー料金	タクシー利用料金（介護タクシーチケット等を利用） 福祉有償運送や過疎地有償運送公共（現：交通空白地有償運送）	保険適用外の個人的な用事又は介護タクシーチケットの上限を超えるタクシー利用料
	○バス代、電車代		デイケア・デイサービスの送迎バス代	

	○自動車等関係費	自動車、オートバイなどの輸送機器の購入金額並びにその維持使用のために必要な商品及びサービスに関する支出。 例：ガソリン代、車検整備費、駐車場代、自動車保険料		
その他の消費支出	●諸雑費うち理美容サービスうち理髪料		出張理美容サービス料金（自治体による補助チケットを利用）	
	●他の諸雑費うち訪問介護・通所サービス等費用	介護サービスのうち、自宅で受けられるサービスや施設に通って受けるサービスに対して支払う費用。デイケア・デイサービスでの食事・送迎バス代は除く。 例：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護	訪問介護における生活支援として実施される掃除、洗濯、調理、買い物、通院等乗降介助など ¹¹	利用上限を超える、または保険外のサービス利用料

¹¹ 通院等乗降介助については、移送費（タクシー代）は全額自費（市町村によってはタクシー補助券の利用が可能）プラス介助費（介護保険適用、利用者一部負担）の負担が必要である。全消の定義（デイケア・デイサービスの送迎バス代は除く）の並びでは、上記費用のうち移送費は「交通・通信」のうち「タクシー代」、介助費は「他の消費支出」うち「訪問介護・通所サービス費用」に分けて計上されると考えられるが、全消の収支項目分類表において明確な説明がなく、計上の実態は不明である。

表3 サンプルの基本属性

世帯類型			サンプル数	年齢		世帯年収 (万円)	個人年収 (万円)	
単身世帯	要介護・要支援認定あり	男	49	81.1		185.0		
		女	202	81.4		172.2		
	要介護・要支援認定無し	男	587	73.6		258.6		
		女	2,055	74.2		203.6		
夫婦世帯	計			夫	妻		夫	妻
		夫婦とも要支援・要介護	130	81.3	78.7	304.7	225.4	78.0
		夫のみ要介護・要支援	451	78.2	74.5	321.8	220.6	99.3
		妻のみ要介護・要支援	292	77.7	76.4	348.9	267.7	81.2
		夫妻とも要介護・要支援認定なし	8,769	74.1	71.3	408.3	299.6	108.6
単親と無配偶子				親	子		親	子
からなる世帯	親が要介護・要支援認定あり	息子 就業	98	83.2	54.8	477.2	149.7	317.4
		非就業	72	87.7	60.8	260.5	127.7	125.7
		娘 就業	94	85.8	57.3	376.1	120.9	253.5
		非就業	98	88.9	61.5	251.0	133.6	112.4
	親が要介護・要支援認定なし	息子 就業	677	73.8	45.4	453.8	187.8	260.1
		非就業	213	75.4	47.2	229.4	187.0	40.0
		娘 就業	468	75.0	45.9	421.4	181.5	235.8
		非就業	221	79.0	51.2	263.0	204.2	56.5

(出所) 総務省「平成26年度全国消費実態調査」に基づき筆者作成。

表4 単身世帯

集計対象	項目	費目	男女計			うち男			うち女			
			認定あり	認定なし	差 (認定あり -認定なし)	認定あり	認定なし	差 (認定あり -認定なし)	認定あり	認定なし	差 (認定あり -認定なし)	
全世帯	度数		251	2,642	-	49	587	-	202	2,055	-	
	支出	消費支出	147,930	153,048	△ 5118	137,440	155,922	△ 18482	150,474	152,227	△ 1753	
		食費	食料(調食・外食以外)	23,778	27,845	△ 4066	22,664	26,205	△ 3541	24,048	28,313	△ 4265
			調理食品	4,777	4,820	△ 42	6,333	6,216	116	4,400	4,421	△ 21
			外食	4,713	6,617	△ 1904	4,783	10,620	△ 5837	4,697	5,474	△ 777
			うち配食	1,157	213	944	1,530	457	1073	1,066	143	923
		家事代行料	474	256	218	765	400	365	403	215	188	
		タクシー代	1,820	641	1179	1,772	522	1251	1,831	675	1156	
		自動車関係費	2,127	7,667	△ 5540	5,682	12,157	△ 6475	1,264	6,384	△ 5120	
	消費支出に占める割合(%)	食費	食料(調食・外食以外)	20.6	21.5	△ 0.8	18.0	20.1	△ 2.1	21.3	21.9	△ 0.6
			調理食品	4.0	3.7	0.3	5.4	4.7	0.6	3.7	3.4	0.3
			外食	3.4	3.9	△ 0.5	3.2	5.5	△ 2.3	3.4	3.4	0.0
			うち配食	1.0	0.2	0.9	1.1	0.3	0.7	1.0	0.1	0.9
		家事代行料	0.3	0.1	0.2	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	
		タクシー代	1.3	0.4	1.0	1.0	0.2	0.8	1.4	0.4	1.0	
		自動車関係費	1.4	4.3	△ 2.9	3.6	7.2	△ 3.7	0.9	3.4	△ 2.5	
	支出あり世帯に限定	支出	食費	食料(調食・外食以外)	23,778	27,855	△ 4077	22,664	26,250	△ 3585	24,048	28,313
調理食品				4,816	4,858	△ 43	6,333	6,238	95	4,444	4,462	△ 18
外食				6,573	8,185	△ 1612	6,696	13,671	△ 6975	6,543	6,696	△ 153
うち配食				7,847	9,371	△ 1524	7,497	9,929	△ 2433	7,977	8,915	△ 937
家事代行料			4,403	7,952	△ 3549	n.a.	14,685	n.a.	4,070	6,391	△ 2321	
タクシー代			4,350	2,577	1773	6,204	3,124	3080	4,064	2,481	1584	
自動車関係費			7,414	13,798	△ 6384	10,312	16,481	△ 6169	5,675	12,676	△ 7001	
度数			食費	食料(調食・外食以外)	251	2,641	-	49	586	-	202	2,055
		調理食品		249	2,621	-	49	585	-	200	2,036	-
		外食		180	2,136	-	35	456	-	145	1,680	-
		うち配食		37	60	-	10	27	-	27	33	-
		家事代行料	27	85	-	n.a.	16	-	20	69	-	
		タクシー代	105	657	-	14	98	-	91	559	-	
		自動車関係費	72	1,468	-	27	433	-	45	1,035	-	
支出あり世帯の割合		食費	食料(調食・外食以外)	100.0	100.0	0.0	100.0	99.8	0.2	100.0	100.0	0.0
			調理食品	99.2	99.2	△ 0.0	100.0	99.7	0.3	99.0	99.1	△ 0.1
			外食	71.7	80.8	△ 9.1	71.4	77.7	△ 6.3	71.8	81.8	△ 10.0
	うち配食		14.7	2.3	12.5	20.4	4.6	15.8	13.4	1.6	11.8	
	家事代行料	10.8	3.2	7.5	n.a.	n.a.	n.a.	9.9	3.4	6.5		
	タクシー代	41.8	24.9	17.0	28.6	16.7	11.9	45.0	27.2	17.8		
	自動車関係費	28.7	55.6	△ 26.9	55.1	73.8	△ 18.7	22.3	50.4	△ 28.1		

(出所) 総務省「平成26年度全国消費実態調査」二次利用に基づき筆者作成。

(注) n.a.は総務省のオンライン利用規定に従い度数10未満のため表示不可のもの。

図5 夫婦世帯

集計対象	項目	費目					差①	差②	差③	差④	
			夫とも認定あり	夫のみ認定あり	妻のみ認定あり	夫とも認定なし	(夫とも認定あり－ 夫とも認定なし)	(夫のみ認定あり－ 夫とも認定なし)	(妻のみ認定あり－ 夫とも認定なし)	(妻のみ認定あり－夫 のみ認定あり)	
全世帯	度数		130	451	292	8,769	-	-	-	-	
	支出	消費支出	199,306	210,833	216,351	242,652	△ 43,346	△ 31,819	△ 26,301	5,519	
		食費	食料（調食・外食以外）	41,713	45,344	43,585	53,780	△ 12,067	△ 8,437	△ 10,196	△ 1,759
			調理食品	7,804	7,739	9,386	7,275	529	464	2,111	1,647
			外食	7,324	6,014	7,386	8,948	△ 1,624	△ 2,934	△ 1,563	1,372
			うち配食	1,094	168	754	75	1,020	94	679	585
		家事代行料	1,117	350	667	362	755	△ 12	305	316	
		タクシー代	2,458	1,729	1,090	488	1,970	1,241	602	△ 639	
		自動車関係費	4,608	8,121	14,261	18,170	△ 13,562	△ 10,049	△ 3,909	6,141	
	消費支出に 占める割合 (%)	食費	食料（調食・外食以外）	23.7	24.4	23.2	25.2	△ 1.5	△ 0.8	△ 2.0	△ 1.2
			調理食品	4.4	4.2	5.0	3.4	1.0	0.8	1.5	0.8
			外食	3.4	2.7	3.3	3.5	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.2	0.5
			うち配食	0.4	0.1	0.4	0.0	0.4	0.0	0.3	0.3
		家事代行料	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	
		タクシー代	1.2	0.9	0.5	0.2	1.0	0.7	0.3	△ 0.3	
		自動車関係費	2.1	3.0	6.0	6.3	△ 4.2	△ 3.3	△ 0.4	3.0	
		支出あり世 帯に限定	支出	食費	食料（調食・外食以外）	41,713	45,344	43,585	53,780	△ 12,067	△ 8,437
調理食品	7,864				7,756	9,386	7,284	581	473	2,103	1,630
外食	9,068				7,351	9,256	9,942	△ 873	△ 2,591	△ 685	1,906
うち配食	n.a.				7,597	11,585	7,990	n.a.	△ 393	3,595	3,988
家事代行料	13,198			6,584	14,976	11,762	1,437	△ 5,178	3,214	8,392	
タクシー代	5,325			3,420	3,031	1,809	3,516	1,612	1,222	△ 389	
自動車関係費	8,682			13,415	18,345	21,555	△ 12,873	△ 8,139	△ 3,210	4,930	
度数	食費			食料（調食・外食以外）	130	451	292	8,769	-	-	-
			調理食品	129	450	292	8,759	-	-	-	-
			外食	105	369	233	7,893	-	-	-	-
			うち配食	n.a.	10	19	82	-	-	-	-
	家事代行料		11	24	13	270	-	-	-	-	
	タクシー代		60	228	105	2,365	-	-	-	-	
	自動車関係費		69	273	227	7,392	-	-	-	-	
	支出あり世 帯の割合		食費	食料（調食・外食以外）	100.0	100.0	100.0	100.0	0.00	0.00	0.00
調理食品				99.2	99.8	100.0	99.9	△ 0.66	△ 0.11	0.11	0.22
外食				80.8	81.8	79.8	90.0	△ 9.24	△ 8.19	△ 10.22	△ 2.02
うち配食		n.a.		2.2	6.5	0.9	n.a.	1.28	5.57	4.29	
家事代行料		8.5	5.3	4.5	3.1	5.38	2.24	1.37	△ 0.87		
タクシー代		46.2	50.6	36.0	27.0	19.18	23.58	8.99	△ 14.60		
自動車関係費		53.1	60.5	77.7	84.3	△ 31.22	△ 23.76	△ 6.56	17.21		

(出所) 総務省「平成26年度全国消費実態調査」二次利用に基づき筆者作成。

(注) n.a.は総務省のオンライン利用規定に従い度数10未満のため表示不可のもの。

図6 単親と無配偶子世帯

集計対象	項目	費目	親認定あり									親認定なし						差①世帯計 (親認定あり- 親認定なし)	差②息子計 (親認定あり-親 認定なし)	差③娘計 (親認定あり- 親認定なし)	差④親認定あり (息子計-娘 計)				
			世帯計	息子			娘			世帯計	息子			娘											
				計	就業	非就業	計	就業	非就業		計	就業	非就業	計	就業	非就業									
全世帯	度数		362	170	98	72	192	94	98	1,579	890	677	213	689	468	221	-	-	-	-					
全世帯	支出	消費支出	203,598	195,975	200,819	189,381	210,348	222,690	198,510	194,970	189,982	199,184	160,735	201,413	212,640	177,638	8,628	5,993	8,935	△14,373					
		食費	食料(調食・外食以外)	38,530	36,768	36,505	37,127	40,090	39,677	40,487	40,852	40,494	41,213	38,211	41,315	41,301	41,343	△2,322	△3,726	△1,224	△3,322				
			調理食品	8,396	9,476	10,083	8,649	7,440	8,054	6,851	7,401	7,792	7,921	7,380	6,896	6,957	6,767	995	1,684	544	2,036				
			外食	外食	8,424	11,458	12,016	10,697	5,739	6,019	5,470	6,847	6,554	7,183	4,555	7,224	8,183	5,194	1,578	4,904	△1,486	5,719			
				うち配食	850	1,662	1,436	1,970	131	121	141	171	272	142	685	40	25	72	679	1,390	91	1,531			
		家事代行料	766	578	522	654	932	1,132	740	178	117	128	80	258	337	91	587	461	674	△354					
		タクシー代	1,008	748	670	855	1,239	971	1,496	502	412	421	384	618	536	791	507	336	621	△491					
	自動車関係費	11,876	12,332	14,231	9,748	11,471	16,756	6,402	15,426	16,463	18,725	9,271	14,086	16,214	9,582	△3,550	△4,130	△2,615	861						
	消費支出 に占める 割合 (%)	食費	食料(調食・外食以外)	-	21.7	-	-	22.4	-	-	25.0	-	-	24.1	-	-	-	-	-	-	-				
			調理食品	-	5.5	-	-	4.0	-	-	4.8	-	-	3.9	-	-	-	-	-	-	-				
			外食	外食	-	4.6	-	-	2.5	-	-	3.2	-	-	3.4	-	-	-	-	-	-	-			
				うち配食	-	0.9	-	-	0.1	-	-	0.2	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-			
		家事代行料	-	0.3	-	-	0.3	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-					
		タクシー代	-	0.4	-	-	0.6	-	-	0.2	-	-	0.3	-	-	-	-	-	-	-					
自動車関係費		-	6.0	-	-	4.6	-	-	6.4	-	-	5.4	-	-	-	-	-	-	-						
支出あり 世帯に 限定	支出	食費	食料(調食・外食以外)	38,530	36,768	36,505	37,127	40,090	36,505	37,127	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
			調理食品	8,396	9,476	10,083	8,649	7,475	8,054	6,851	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			外食	外食	10,444	14,983	14,906	15,102	6,801	6,899	6,701	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
				うち配食	10,261	12,845	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		家事代行料	13,200	8,931	n.a.	n.a.	17,895	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		タクシー代	3,349	2,826	2,431	3,419	3,716	3,380	3,962	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		自動車関係費	15,863	16,379	19,104	12,761	15,402	22,501	8,594	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
	度数	食費	食料(調食・外食以外)	362	170	98	72	192	98	72	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
			調理食品	362	170	98	72	191	94	98	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			外食	外食	292	130	79	51	162	82	80	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
				うち配食	30	22	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		家事代行料	21	11	n.a.	n.a.	10	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		タクシー代	109	45	27	18	64	27	37	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		自動車関係費	271	128	73	55	143	70	73	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
支出あり 世帯の 割合	食費	食料(調食・外食以外)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	104.3	73.5	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		調理食品	100.0	100.0	100.0	100.0	99.5	100.0	100.0	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
		外食	外食	80.7	76.5	80.6	70.8	84.4	87.2	81.6	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
			うち配食	8.3	12.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	家事代行料	5.8	6.5	n.a.	n.a.	5.2	n.a.	n.a.	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	タクシー代	30.1	26.5	27.6	25.0	33.3	28.7	37.8	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*			
	自動車関係費	74.9	75.3	74.5	76.4	74.5	74.5	74.5	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		

(出所) 総務省「平成26年度全国消費実態調査」二次利用に基づき筆者作成。

(注) n.a.は総務省のオンライン利用規定に従い度数10未満のため表示不可のもの。*は総務省オンライン利用の結果利用申請によりデータ受領後に誤りが見つかったが、すでに利用期間終了後で再計算が不可能であったため、ブランクとしたもの。

参考文献

偉士大恵美・山中英生・真田純子(2013)「過疎地域のけるタクシー補助制度の実態とあり方」『土木学会論文集 D3』Vol.69, No.5

岩井紀子(2004)「高齢層の夫婦における夫の家事参加 一夫婦の就業、健康状態、介護への従事、世帯構成、性別役割分業観の影響一」

岩田正美・永井暁子(2008)「介護保険下における高齢者夫婦世帯の介護形態と介護費用」御船美智子・財団法人家計経済研究所編(2007)『家計研究のアプローチ』第11章、ミネルヴァ書房

尾高恵美(2001)「高齢者の食料消費行動の特徴」『農林金融』(2001.9), p.38-53

九州運輸局(2016)『公共交通体系におけるタクシーの利活用に関する基礎調査報告書』

厚生労働省(2016)「平成28年度生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)指導者養成研修テキスト」

厚生労働省(2017)『地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方検討会報告書』平成29年3月1日

国立社会保障・人口問題研究所(2018)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)一2015(平成27)～2040(平成52)年一』

高田和子(2016)「配食事業の栄養管理の現状と課題について 一地域高齢者の食生活支援の質及び体制に関する調査研究事業一 (結果概要)」厚生労働省地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業と栄養管理のありかた検討会(2016年7月19日)

武見ゆかり・小岩井馨(2017)「高齢期における低栄養予防の必要性および今後の対策:知己高齢者等の健康支援のための配食事業と共食の場の充実」『保健医療科学』Vol.66, No.6, p.603-611

独立行政法人 国立健康・栄養研究所ほか(2013)「地域高齢者の食生活支援の質及び体制に関する調査研究事業:平成24年老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業」

内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省(2018)『2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)』

内閣府(2015)『平成26年度 高齢者の日常生活に関する意識調査』

山田篤裕・田中慶子・大津唯(2013)「在宅介護にかかる総費用・時間の実態」『家計経済研究』No.98, pp.12-24

松井順子(2004)「高齢者の食事保障に関する考察一地域類型でみた東京都各自治体の配食サービス事業一」『季刊社会保障研究』Vol.40, No.1, pp.88-100

松井順子(2010)「高齢者の食生活の実態」『神戸市看護大学紀要』Vol.14, pp.47-54

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2014)『平成25年度農林水産省委託調査 高齢者向け食品・食事提供サービス等実態調査事業 報告書』

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2018)『介護離職防止の施策に資する在宅介護実態調査結果の活用方法に関する調査研究事業報告書』